

平成二十八年五月十一日

青森県教育委員会第八百八回定例会

期 平成二十八年五月十一日（水）  
場 教育庁教育委員会室

会議次第

一開会

二議案

- 議案第一号 県立特別支援学校の設置について  
議案第二号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案  
議案第三号 平成二十八年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について  
議案第四号 青森県立図書館協議会委員の人事について  
議案第五号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

三その他

- 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）について  
職員の懲戒処分の状況

四閉会

# 議案第一号

県立特別支援学校の設置について  
県立特別支援学校を左記のとおり設置することとする。

記

## 一　名称案、位置

名　　称　　案	位　　置
青森県立八戸高等支援学校	八戸市大字鮫町

## 二

平開設の時  
平成二十九年四月一日

三　置  
条当そ例該の特他  
一部支を援改学校正校する設  
条置例及案びの名議決につ  
により決は定する青  
る森も県の立  
で学あ校  
る設  
。

# 議案第一号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十一号及び第二十二号中「並びにこれらの決定に対する審査請求に対する裁決」を削り、同項に次の一号を加える。

二十三 審査請求に対する裁決に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

審査請求に対する裁決に関する事務を教育長に委任しない事務とするため提案するものである。

## 議案第三号

平成二十八年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について  
平成二十八年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事を次のとおり行う。

審議会委員名は、教科書採択の公正確保のため、  
採択事務終了後（9月1日）に学校教育課ホーム  
ページで公表する予定です。

青森県教科用図書選定審議会委員に任命する  
任期は平成二十八年五月十七日から平成二十八年八月三十一日までとする

平成二十八年五月十一日

青森県教育委員会

# 議案第四号

青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

生村櫻久 小寺若前 幸西

保笠 佐

島林田田原田谷田山山

美 泰ひ秀さ昭敏朋康

ろ ゆ

和徹弘み樹り人子人巳

任青  
平期森  
成は県  
二平立  
十成図  
八二書  
年十館  
五八協  
月年議  
十五会  
一月委  
日十員  
三日任  
から命  
平らす  
成三十  
年五月  
十二日  
までと  
する

# 議案第五号

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について

細吉竹杉  
越澤内本  
敬正  
喜剛光孝

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に任命する  
任期は平成二十八年五月十三日から平成三十年五月十二日までとする  
平成二十八年五月十一日

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況

平成28年5月（4月1日～4月30日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 西北地域の高等学校 実習助手（49歳 男性）  
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3ヶ月未満）  
・平成27年10月5日（月）午後6時15分頃  
・五所川原市内の市道  
・自動車を運転中、対向して進んできた自転車に気づき、ハンドルを切った  
が間に合わず衝突したもの。  
・事故の相手方（女性1名 3か月間の安静・加療）  
③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成28年4月25日

# 青森県立高等学校教育改革推進計画 基本方針（案）

平成28年5月11日

青森県教育委員会

## はじめに

県教育委員会では、これまで高等学校を取り巻く環境の変化に対応するため県立高等学校教育改革に取り組んできたところです。

具体的には、「青森県高等学校教育改革推進検討会議※<sub>1</sub>」から平成11年2月に提出された報告を踏まえ、県立高等学校教育改革第1次実施計画（平成12～16年度）及び第2次実施計画（平成17～20年度）を策定し、生徒の多様な進路志望等に対応してきました。

また、「高等学校グランドデザイン会議※<sub>2</sub>」から平成19年10月に提出された答申を踏まえ、第3次実施計画（平成21～29年度）を策定し、社会の変化や中学校卒業予定者数の減少等に対応するとともに、生徒一人一人が夢を育み、進路実現に向けた高等学校教育を受けることができるよう、取り組んでいるところです。

このような中、グローバル化や情報化等による社会の急速な変化により、これから時代に求められる力が変容し、併せて、本県における生徒数の更なる減少が見込まれており、これらの背景を踏まえながら、「青森県基本計画未来を変える挑戦※<sub>3</sub>」（平成25年12月策定）、「青森県教育振興基本計画※<sub>4</sub>」（平成26年1月策定）等に基づき、未来を担う子どもたちの夢や志の実現に向けた各種取組を総合的に推進する必要があります。

のことから、平成30年度以降の県立高等学校の在り方について検討するため、平成26年6月、県内の有識者で構成する「青森県立高等学校将来構想検討会議」を設置し、約1年半にわたる審議を経て、平成28年1月に「青森県立高等学校将来構想について」の答申を受けました。

この答申を踏まえ、将来、高等学校教育を受けることとなる子どもたちのための教育環境について検討を重ね、この度、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）を公表しました。

本基本方針の策定に当たり、県民の皆様に直接御説明した上で御意見を伺う機会として地区懇談会を開催するとともに、パブリック・コメントを実施するなど、より多くの御意見等をいただきながら検討を重ねてまいりますので、御協力をお願いします。

---

※1 青森県高等学校教育改革推進検討会議 … 21世紀を展望した本県高等学校教育の在り方を検討するため、県教育委員会が平成9～10年度に設置した有識者会議

※2 高等学校グランドデザイン会議 … 平成21年度以降の本県の県立高等学校の在り方を検討するため、県教育委員会が平成18～19年度に設置した有識者会議

※3 青森県基本計画未来を変える挑戦 … 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針

※4 青森県教育振興基本計画 … 教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、本県においては「青森県基本計画未来を変える挑戦」の教育関連部分を「青森県教育振興基本計画」として位置づけている。なお、「青森県教育振興基本計画」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき知事が策定する「青森県教育施策の大綱」（平成27年5月策定）として位置づけられている。

# 目 次

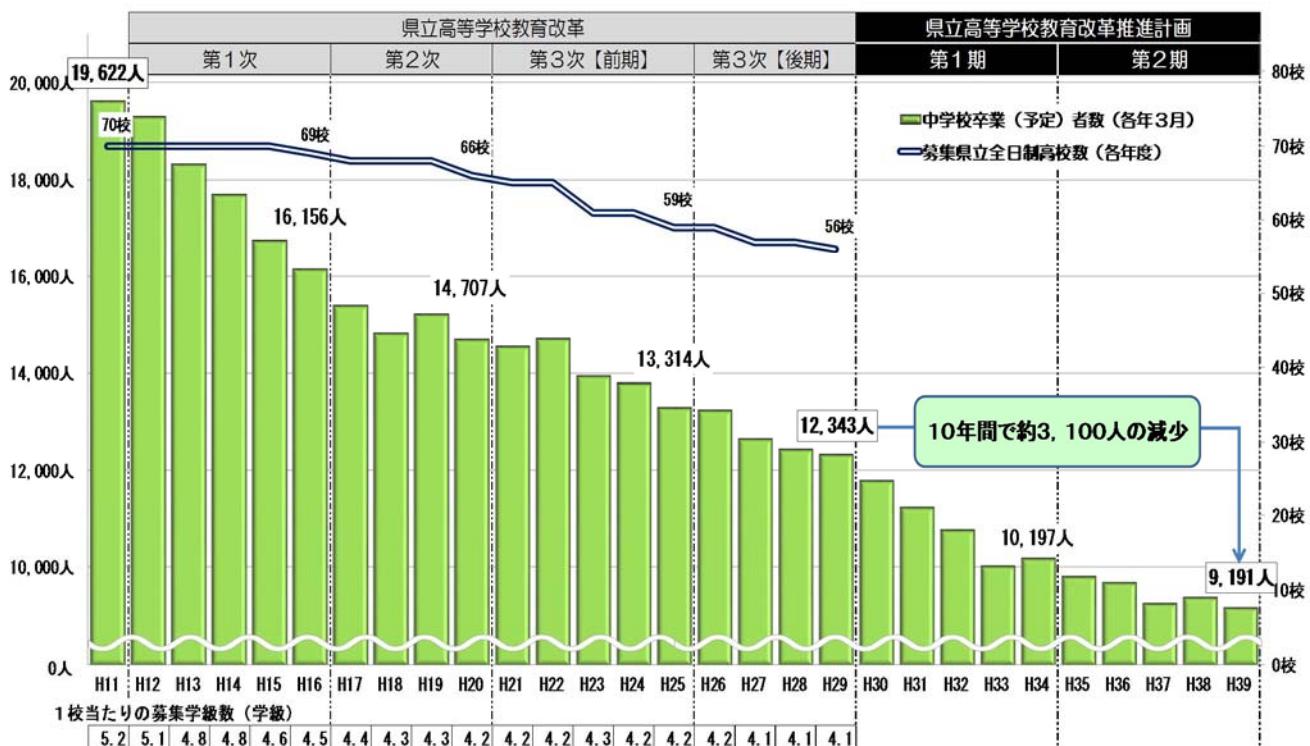
第1 計画策定の趣旨	1
1 背景	1
2 本県の未来を担う人財の育成	2
(1) これから時代に求められる力	2
(2) 各高等学校の特色を生かした人財の育成	2
3 計画策定の方向性	3
(1) 計画策定の考え方	3
(2) 計画策定の視点	3
4 計画の構成	4
(1) 基本方針	4
(2) 実施計画	4
第2 学校・学科の充実	5
1 全日制課程の方向性	5
(1) 各高等学校における教育環境の充実	5
(2) 各学科の充実	6
(3) 多様な教育制度の充実	7
2 定時制課程・通信制課程の方向性	8
(1) 各高等学校における教育環境の充実	8
(2) 各課程の充実	8
第3 学校規模・配置の方向性	9
1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点	9
(1) 高等学校教育を受ける機会の確保	9
(2) 充実した教育環境の整備	9
2 全日制課程における学校規模の方向性	10
(1) 学校規模の標準	10
(2) 学校規模の標準を満たさない場合における通学環境へ配慮した対応	10
3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性	11
(1) 計画的な学校配置	11
(2) 計画的な学校配置に向けた取組	12
第4 魅力ある高等学校づくり	13
1 学校・家庭・地域等との連携の推進	13
2 教育活動の充実に向けた取組	14
第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進	15
1 実施計画策定に向けた取組	15
2 本県高等学校教育の充実に向けた継続的な検証	15

## 第1 計画策定の趣旨

### 1 背景

- 社会のグローバル化や情報通信技術等が急速に進展する中、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や過疎化の進行等、過去に経験したことのない課題を抱え、将来を見通すことの困難な時代を迎えており、未来を担う子どもたちには、さらに変化し続ける社会で生きていくために必要な力を身に付けることが求められています。
- このような中、国において、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革等が進められるとともに、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられるなど、高等学校教育を巡る環境は変化しており、これらの変化に適切に対応することが改めて求められています。
- また、本県においては、平成27年の高等学校等進学率が99%に達し、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等が一層多様化しています。
- 一方、中学校卒業者数は、第1次実施計画前の平成11年3月には19,622人、622人であったものが、平成29年3月には12,343人に減少し、さらに平成39年3月までの10年間で約3,100人の減少が見込まれます。このような生徒数の減少に伴う更なる学校規模の縮小により、現在行われている活力ある教育活動の維持が難しくなることが懸念されます。

『中学校卒業者（予定）数と県立全日制高等学校数の推移』



## 2 本県の未来を担う人財の育成

社会の急速な変化や生徒数の更なる減少等を踏まえ、「青森県基本計画未来を変える挑戦」等に基づき、本県の生徒一人一人に、これから時代に求められる力を育みます。

また、全ての高等学校において、地域の要請、中学生のニーズ等に応じたそれぞれの役割を明確にしながら、特色ある教育活動を推進し、本県の未来を担う人財<sup>※5</sup>の育成に取り組みます。

### (1) これからの時代に求められる力

#### (生きる力)

- 生徒一人一人に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育みます。特に「確かな学力」の育成においては、基礎的・基本的な知識・技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的・協働的に学習に取り組む意欲等を育みます。

#### (本県の未来を担う人財を育成するため特に重視する力)

- さらに、本県の生徒には、夢や志を持ち、より高い目標に向かって果敢にチャレンジする「逞しい心」や、他者と信頼関係を築きながら課題を解決するために必要なコミュニケーション能力、責任感等、学校から社会への円滑な移行に必要な力に加え、国際的視野を持ちながら、本県の歴史・文化の価値、自然や産業の持つ魅力を理解することを通して郷土に誇りを抱き、本県の未来を力強く支えようとする心を育みます。

### (2) 各高等学校の特色を生かした人財の育成

#### (地域を支える人財)

- 市民社会に関する知識理解や社会の一員として参画し貢献する意識等、全ての生徒に共通して求められる市民性<sup>※6</sup>を身に付け、地域における課題の解決に関わるなど、地域を支える人財を育成します。

#### (社会を牽引する人財)

- 社会の課題に対する幅広い关心と広範かつ深い教養、卓越したコミュニケーション能力、問題解決のための強い意欲や能力等を身に付け、将来、本県はもとより、国内外でリーダーとして活躍する人財を育成します。

#### (産業の発展に貢献する人財)

- 技術革新の進展や産業構造の変化に対応した、より専門的な知識・技能を身に付け、それらを活用し、産業の発展に貢献する人財を育成します。

※5 人財 … 「青森県基本計画未来を変える挑戦」等では「人は青森県にとっての『財（たから）』である」という基本的考え方から、「人材」を「人財」と表記しており、本計画においても同様に表している。

※6 市民性 … 中央教育審議会「初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ」（平成26年6月）では、社会で自立し、社会に参画・貢献していく人材の育成を推進していく観点から、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を「コア」と位置付け、それを構成する資質・能力の重要な柱の一つとして市民性を挙げている。

### 3 計画策定の方向性

生徒一人一人にこれから時代に求められる力を育み、本県の未来を担う人財を育成する高等学校教育の推進のため、次の考え方や視点により、本計画を策定します。

#### (1) 計画策定の考え方

##### (充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮)

- 今後も生徒数の減少が見込まれる中、生徒がそれぞれの志に応じ、高等学校を選択できるよう、充実した教育環境を整備する必要があります。

一方、生徒の通学環境や地域における高等学校の役割等、各地域の実情に配慮する必要があります。

この二つの点に留意しながら、県全体の高等学校教育の充実に取り組みます。

##### (「オール青森」の視点による取組)

- 生徒の進路志望の多様化や生徒数の減少への対応が必要となる中、これまでのように一つの高等学校が単独で充実した教育活動を実施することは困難になるものと予想されます。

このことから、高等学校教育の質の確保・向上に当たっては、一つの学校、一つの地域という視点だけではなく、学校と学校、学校と産業界、家庭、地域等が連携し、県全体が一丸となって高等学校教育を推進する「オール青森」の視点により取り組みます。

##### (県民の理解と協力の下での計画策定)

- 充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮の二つの点に留意し、「オール青森」の視点により高等学校教育を推進するため、市町村等と緊密な連携を図るとともに、県立高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、本計画を策定します。

#### (2) 計画策定の視点

- ① 各高等学校が特色を生かした人財育成に取り組むことができるよう、学校・学科の充実を図ります。
- ② 生徒数の減少に対応しながら、高等学校教育を受ける機会を確保するとともに、これから時代に求められる力を生徒一人一人が身に付けることできる学校規模となるよう、計画的な学校配置に取り組みます。
- ③ 学校・学科や学校規模・配置の方向性を踏まえながら、生徒が活力に満ちた学校生活を送ることができるよう、高等学校間の連携や各高等学校における充実した情報発信等、より魅力ある高等学校づくりに取り組みます。
- ④ 本計画の策定・推進に当たっては、県立高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、取り組みます。

## 4 計画の構成

本計画は、基本方針と実施計画により構成します。

### (1) 基本方針

- 基本方針では、学校・学科の在り方や学校規模・配置等、平成30年度以降の県立高等学校教育改革に関する基本的な考え方を示します。  
計画期間は、平成30年度からおおむね10年間とします。

### (2) 実施計画

- 実施計画では、基本方針を踏まえ、学科改編や地区ごとの具体的な学校規模・配置等を示します。  
各実施計画の期間は、5年間とします。

## 第2 学校・学科の充実

これまで、生徒の進路志望等の多様化に応じて、学科の見直しや中高一貫教育の導入等に取り組んできましたが、高等学校教育を巡る環境の変化に伴い、学校・学科に求められる役割等について改めて見直す必要があります。

このため、各高等学校が特色を生かした人財育成に取り組むことができるよう、次の方向性により学校・学科の充実を図ります。

### 1 全日制課程の方向性

#### (1) 各高等学校における教育環境の充実

##### ア 全ての高等学校に共通して求められる教育環境

- 高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であることから、「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を身に付けることが重要になっています。

このため、生徒数が減少していく中にあっても、全ての高等学校において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの実践を行いながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境を整備します。

##### イ 普通科等の重点校・職業教育を主とする専門学科の拠点校

- 全ての高等学校に共通して求められる教育環境の整備に加えて、次のような取組により、各高等学校が連携しながら特色ある教育活動を充実させ、本県高等学校教育全体の質の確保・向上を図ります。

###### (ア) 普通科等の重点校

- 普通科等<sup>※7</sup>の高等学校において、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う高等学校を普通科等の重点校（以下「重点校」という。）とします。
- 重点校が実施する教育活動への各高等学校の生徒の参加や、重点校の学習成果の共有等により、重点校と各高等学校が連携し、県全体の普通科等における教育の質の確保・向上を図ります。
- 重点校の教育活動の充実のため、単位制<sup>※8</sup>や併設型中高一貫教育の拡充等について検討します。

※7 普通科等 … 普通科及び普通科系の専門学科

※8 単位制 … 学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる制度

### (イ) 職業教育を主とする専門学科の拠点校

- 農業科、工業科及び商業科の高等学校において、各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高等学校を職業教育を主とする専門学科※9の拠点校（以下「拠点校」という。）とします。
  - ・ 農業科の拠点校においては、農産物の生産に加え、生産を支える環境、加工、流通等について学習できる環境を整備します。  
併せて、寄宿舎の活用を含め、より広い地域の生徒が拠点校で学習できる環境について検討します。
  - ・ 工業科の拠点校においては、基幹となる学科（機械、電気、電子、建築、土木）を中心とした学科構成により、基礎的・基本的な知識・技能に加え、新しい技術を学習できる環境を整備します。
  - ・ 商業科の拠点校においては、普通科、総合学科※10等を含めた県全体の商業教育の拠点として、商業の学習分野であるマーケティング、ビジネス経済、会計、ビジネス情報の4分野に関する科目を幅広く学習できる環境を整備します。
- 拠点校が実施する教育活動への各高等学校の生徒の参加や、拠点校の学習成果の共有等により、拠点校と各高等学校が連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科における教育の質の確保・向上を図ります。

### (2) 各学科の充実

#### ア 普通科等

- 普通科等においては、各地域の実情に応じた教育活動、グローバル教育や理数教育の取組等、各高等学校において特色ある教育活動に取り組むとともに、望ましい勤労観・職業観を涵養し、地域や社会に貢献する態度を育むなど、キャリア教育の充実を図ります。
- 各高等学校が連携しながら、大学等への進学対応や就職への対応等、生徒の幅広い進路志望に対応する指導に取り組みます。
- 理数、英語、外国語、スポーツ科学、表現の普通科系の各専門学科においては、社会の変化や生徒の興味・関心、進路志望の多様化に対応してきましたが、それぞれの学科が設置された当時とは高等学校教育を巡る環境が変化してきていることから、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を十分に検証し、設置意義を改めて見直します。

---

※9 職業教育を主とする専門学科 … 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科等の各学科

※10 総合学科 … 普通科等、職業教育を主とする専門学科に並ぶ学科として平成6年から制度化され、幅広い選択科目の中から生徒が主体的に選択して学習することを通して、将来の生き方や進路に関する自覚を深めることにより、職業観の育成を目指す学科

## イ 職業教育を主とする専門学科

- 職業教育を主とする専門学科においては、職業人として求められる基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力、高等学校卒業後も学び続ける態度を育みます。
- 高等学校段階で身に付けるべき学力の確実な習得や専門的な資格取得を目指した教育活動等、大学との接続を視野に入れた取組を進めるとともに、地域、企業、他の学校との連携等を推進します。
- 社会の要請等により専門化・細分化してきた学科については、地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直しを検討します。
- 本県の県立高等学校では設置していない情報及び福祉に関する学科については、生徒数が減少する中にあって、中学生のニーズ、就業状況等を踏まえ、専門学科としての設置の必要性を検討します。

## ウ 総合学科

- 総合学科においては、普通科等及び職業教育を主とする専門学科に並ぶ選択肢として、大学進学志望者や就職志望者に対応できる教育課程を編成し、課題解決型学習による主体的な学習の充実を図ります。
- 系列<sup>※11</sup>については、生徒のニーズ等を踏まえ見直します。  
また、多様な選択科目の開設に向けた教育環境の整備に加え、社会人や地域の有識者を講師として活用すること等に取り組みます。
- 総合学科から他学科への改編及び他学科から総合学科への改編については、生徒のニーズ等を踏まえ検討します。

## (3) 多様な教育制度の充実

### ア 中高一貫教育

#### (連携型中高一貫教育)

- 現在実施している連携型中高一貫教育については、連携中学校の生徒数減少により連携高等学校への入学者数が減少し、連携が難しくなっていること等を踏まえ、今後の在り方について検討します。

#### (併設型中高一貫教育等)

- 現在実施している併設型中高一貫教育については、生徒一人一人の資質・能力を伸長し、進路志望が達成されているかについて引き続き検証し、教育活動の充実を図ります。
- 併設型中高一貫教育校及び中等教育学校の新たな設置については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数の推移等を考慮しながら検討します。

---

※11 系列 … 生徒の科目選択の参考になるように関連する科目をまとめたもの（総合選択科目群）

## **イ 全日制普通科単位制及び総合選択制**

- 全日制普通科単位制や総合選択制<sup>※12</sup>を導入している高等学校については、それぞれの制度の意義を改めて見直し、教育活動の充実を図ります。  
また、これらの制度を生かすことにより、生徒の興味・関心を高め、進路志望等の達成に資することができる場合には、新たな導入について検討します。

## **2 定時制課程・通信制課程の方向性**

### **(1) 各高等学校における教育環境の充実**

- 定時制課程・通信制課程は、働きながら学ぼうとする青少年を含め、全日制課程に通学する上で困難な事情を抱える青少年に高等学校教育を受ける機会を提供する制度として設けられました。  
しかし、現在では、全日制課程からの転・編入者や中学校までの不登校経験者等が多くなっていることから、様々な事情を抱える生徒に広く高等学校教育を受ける機会を提供する役割を果たしていくため、各高等学校における教育環境の充実を図ります。

### **(2) 各課程の充実**

#### **ア 定時制課程**

- 定時制課程においては、生徒の多様な課題に対応するため、特別支援学校等との連携を進めるとともに、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるよりきめ細かな支援体制を整備するなど、教育環境の充実を図ります。  
工業科については、生徒のニーズ等を踏まえ、今後の在り方について検討します。

#### **イ 通信制課程**

- 通信制課程においては、高等学校入学後の進路変更の機会としての後期入学制度<sup>※13</sup>やICTを活用した教育方法<sup>※14</sup>の導入等について検討し、教育環境の充実を図ります。

---

※12 総合選択制 … 複数の学科を有する高等学校において、所属する学科の学習を基本としながら、学科の枠を越えて主体的に教科・科目を選択履修できる制度

※13 後期入学制度 … 単位制高校において、年度当初に加え、年度中途に選抜を行い、入学を許可する制度

※14 ICTを活用した教育方法 … 通信制課程においては、対面指導が原則の面接指導について、インターネット等の活用によるメディア学習を取り入れた場合、各教科・科目の面接指導の時間数のうち、メディアごとに10分の6以内の時間を免除することが可能となっている（ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができない。）。

### 第3 学校規模・配置の方向性

これまで、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨しながら「確かな学力」や「逞しい心」等を身に付けるため、一定規模以上の学校であることが望ましいという方向性を踏まえつつ、地域の様々な実情等を考慮し、適正な学校規模・配置に向け取り組んできました。

今後は、更なる生徒数の減少に対応しながら、高等学校教育を受ける機会を確保するとともに、これから時代に求められる力を生徒一人一人が身に付けることのできる教育環境を整備するため、次の方向性により学校規模の標準を踏まえた計画的な学校配置に取り組みます。

#### 1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点

全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっては、中学生それぞれの志に応じた高等学校や学科等を選択できる環境づくりに向けた「高等学校教育を受ける機会の確保」と、より特色ある教育活動の実践に向けた「充実した教育環境の整備」の二つの観点を考慮します。

##### (1) 高等学校教育を受ける機会の確保

###### ア 各地区における中学生の進路の選択肢の確保

- 今後とも、6地区<sup>※15</sup>ごとに、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応する高等学校、選抜性の高い大学への進学に対応する高等学校、実践的な職業教育に対応する高等学校等、それぞれの役割を担う高等学校を配置し、中学生の進路志望に応じた高等学校の選択肢を確保します。
- 各地区的学科構成については、中学生のニーズ等を踏まえるとともに、社会の要請や地域の産業構造の特性、学科設置の経緯等を十分考慮し、中学生がそれぞれの志に応じて学科等を選択できるよう整備します。

###### イ 通学環境への配慮

- 中学校卒業後のほぼ全ての者が高等学校に進学している現状を踏まえ、地理的な要因から高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮します。
- また、通学が可能な範囲は、公共交通機関の利便性等により変わり得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図りながら検討します。

##### (2) 充実した教育環境の整備

- 生徒数が減少していく中にあっても、各高等学校において生徒一人一人がこれから時代に求められる力を身に付けるため、特色ある教育活動を充実させるとともに、一定の学校規模を維持することにより、本県高等学校教育全体の質の確保・向上を図ります。

※15 6地区 … 本県を東青、西北、中南、上北、下北、三八の6つの地区に分けたもの

## 2 全日制課程における学校規模の方向性

### (1) 学校規模の標準

#### ア 基本となる学校規模

- 各高等学校においては、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応できる教科・科目を開設するとともに、学校行事をはじめとする特別活動等の充実や多様な部活動の選択肢を確保することにより、高等学校段階で身に付けるべき「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を育成することができるよう、1学年当たり4学級（160人）※16以上の規模を標準とします。

#### イ 重点校・拠点校の学校規模

##### (ア) 重点校の学校規模

- 重点校は、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うことから、進路志望に応じた教科・科目の開設や当該教科・科目の専門性を有する教員の配置、生徒同士の協働的な学習による教育内容の充実等がなされるよう、1学年当たり6学級（240人）以上の規模を標準とします。

##### (イ) 拠点校の学校規模

- 拠点校は、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めができるよう、一つの専門学科で1学年当たり4学級（160人）以上の規模を標準とします。

### (2) 学校規模の標準を満たさない場合における通学環境へ配慮した対応

- 学校規模の標準を満たさない高等学校であっても、募集停止等により地理的な要因から高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じる場合には、配置について配慮します。

---

※16 1学年当たり4学級（160人）…「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和36年法律第188号）に基づき、1学級の定員は40人が標準である。なお、本県では、農業高校、工業高校、小規模校等において1学級の定員を35人とする学級編制の弾力化を実施しており、この場合には4学級で140人となる。

### 3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性

#### (1) 計画的な学校配置

##### ア 全日制課程

###### (ア) 学校配置の考え方

- 学校規模の標準を踏まえ、6地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移、産業動向、中学生のニーズ等に対応しながら統合等を含む計画的な学校配置を進めます。
- また、生徒数が減少する中にあっても、生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するため、異なる学科の高等学校の統合により、複数の学科を有する高等学校の設置について検討します。
- 計画的な学校配置の検討に当たっては、公共交通機関の利便性等を考慮します。
- 重点校を各地区に配置するとともに、農業科、工業科及び商業科の拠点校を全県的なバランスを考慮して配置します。
- 学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校（以下「地域校」という。）については、地域における通学状況を考慮した上で、配置します。

なお、高等学校への通学が困難な地域については、次のような公共交通機関の状況を考慮し、総合的に判断します。

###### 【公共交通機関の状況】

- ・路線の整備状況（通学可能な公共交通機関が存在するか。）
- ・利用時間帯（早朝（おおむね午前6時以前）に乗車しなければならないか。）
- ・利用時間（片道の乗車時間がおおむね1時間を超えるか。）

###### (イ) 地域校への対応

###### (2) 学級規模の地域校

- 本計画において地域校とする2学級規模の高等学校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級規模とします。

###### (1) 学級規模の地域校

- 第3次実施計画【後期】（平成26～29年度）以前に校舎制<sup>※17</sup>に移行した高等学校を地域校とする場合は、引き続き、校舎制導入校とします。
- 第3次実施計画【後期】により1学級規模とした高等学校を地域校とする場合は、校舎制に移行せず、引き続き、本校とします。

- 本計画において 1 学級規模となる地域校は、校舎制に移行せず、引き続き、本校とします。
- 1 学級規模の地域校については、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次の基準に基づき、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議します。

**【1学級規模の地域校について募集停止等を協議する基準】**

募集人員に対する入学者数の割合が 2 年間継続して 2 分の 1 未満となつた場合

なお、協議を経て募集停止等となつた場合には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。

#### イ 定時制課程・通信制課程

##### (ア) 定時制課程

- 定時制課程については、様々な事情を抱える生徒に高等学校教育を受ける機会を提供する観点から、6 地区ごとに配置することを基本とします。

##### (イ) 通信制課程

- 通信制課程については、東青、中南及び三八地区に配置することを基本とします。

#### (2) 計画的な学校配置に向けた取組

- 計画的な学校配置に当たっては、地域の実情を踏まえる必要があることから、市町村や P T A 関係者等により組織する地区意見交換会（仮称）を開催し、あらかじめ意見を伺いながら具体的な実施計画を策定します。
- また、計画的な統合を行う場合には、統合校の教育活動の充実に向け、統合の対象となる高等学校の関係者等により組織する開設準備委員会（仮称）を設置し、統合校の新たな名称、目指す生徒像や教育内容等について検討します。

---

※17 校舎制 … 法的には分校。第 2 次実施計画において、1 学級募集とした高等学校については、全学年が 1 学級規模となつた段階で校舎制に移行し、本校舎と連携した取組により、教育活動の充実を図ってきた。

第 3 次実施計画において、校舎制導入校については計画的に募集停止するとともに、他の高等学校へ通学することが困難である場合等には、地区の実情による柔軟な学校配置に配慮した。

また、第 3 次実施計画【後期】において、新たに 1 学級規模となつた高等学校については、校舎制に移行せず、生徒の急激な減少に対応することとなる平成 30 年度以降の県立高等学校の在り方を検討する中で、その方向性を示すこととしていた。

## 第4 魅力ある高等学校づくり

学校・学科や学校規模・配置の方向性を踏まえながら、生徒が活力に満ちた学校生活を送り、夢や志の実現に向けて成長することができるよう、より魅力ある高等学校づくりに向け、次の取組を進めます。

### 1 学校・家庭・地域等との連携の推進

#### (高等学校間の連携)

- 生徒数が減少する中で、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等の多様化に対応し、県全体として高等学校教育の質の確保・向上に取り組むとともに、各地区の教育活動を充実させるため、各高等学校間で生徒による合同研究や教員研修等の連携を推進します。
- また、小規模校においては、生徒一人一人に対して、よりきめ細かな指導を行うことができるなどの利点がある一方、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいという課題もあります。このため、他の高等学校と連携・協力して学校行事や課外活動等を行うことにより、様々な個性や多様な価値観に触れ、互いを認め合いながら生徒一人一人の成長を促す教育活動の充実を図ります。
- このような連携に当たっては、生徒・教員が高等学校間を移動する際の交通手段や安全性の確保等に取り組みます。

#### (小学校・中学校との連携)

- 各発達段階に応じ、キャリア教育や英語教育、特別支援教育、道徳教育等を推進するため、高等学校と小学校及び中学校との一層の連携を図ります。

#### (特別支援学校との連携)

- 各高等学校において、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒を受け入れ、それぞれの実情に応じた支援に取り組むため、特別支援学校と連携し、障害等に関する教員研修や人事交流等を推進します。  
また、国における制度改正を注視し、高等学校における特別支援教育の充実を図ります。

#### (大学等との連携)

- 引き続き、大学進学を志望する生徒の進路選択に役立てるとともに生徒の能力を伸長させるため、大学等との連携を推進し、高等学校段階から大学レベルの教育・研究に触れる機会を設けます。

#### (家庭・地域等との連携)

- 生徒が地域への愛着や誇りを持つことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった学びや育ちの支援に取り組みます。

特に、地域の人的・物的資源を活用しながら、自ら地域における課題を発見し、その解決に取り組むなどの教育実践を進めます。

## 2 教育活動の充実に向けた取組

#### (各高等学校における充実した情報発信)

- 各高等学校では、それぞれの特色を生かしながら教育活動の充実を図っており、その取組や育成する人財像を中学生や保護者が十分理解した上で進路選択できるよう、各高等学校における充実した情報発信に向け支援します。

#### (教員の資質向上と専門スタッフ等の配置の充実)

- 教員が、使命感、協調性、専門職としての高度な専門的知識・技能に加え、新たな教育課題に対応できる力量等を高めることができるよう研修の充実を図ります。
- また、教員が専門性を十分發揮できる環境を整えるため、教員とは異なる専門性や経験を有する専門スタッフ等の配置の充実を図ります。特に、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒に対応している現状を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置の充実を図ります。

これらの専門スタッフの配置や特色ある学校づくりの推進に向けた教職員配置の充実等について、引き続き、国に対して働きかけていきます。

#### (ＩＣＴの活用による教育活動の充実)

- 今後とも、高等学校教育の質の確保・向上に向け、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等に応じた教科・科目を開設できるよう、ＩＣＴを活用した教育活動の充実を図ります。

#### (施設・設備の充実)

- 各高等学校が特色ある教育活動を展開するため、引き続き、施設・設備の充実を図ります。

特に、高等学校の統合により複数の学科を有する高等学校を設置する際には、各学科の専門性の確保に向けた施設・設備の整備を進めます。

## 第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進

本計画の策定・推進に当たっては、県立高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、次の取組を進めます。

### 1 実施計画策定に向けた取組

- 実施計画の策定に当たっては、前述の地区意見交換会（仮称）において、あらかじめ地区の具体的な学校規模・配置等について意見を伺った上で実施計画案を公表し、パブリック・コメントの実施、地区懇談会の開催、市町村等への意見照会等を通して、幅広く情報提供するとともに意見を伺いながら、多くの県民の理解が得られるよう取り組みます。

### 2 本県高等学校教育の充実に向けた継続的な検証

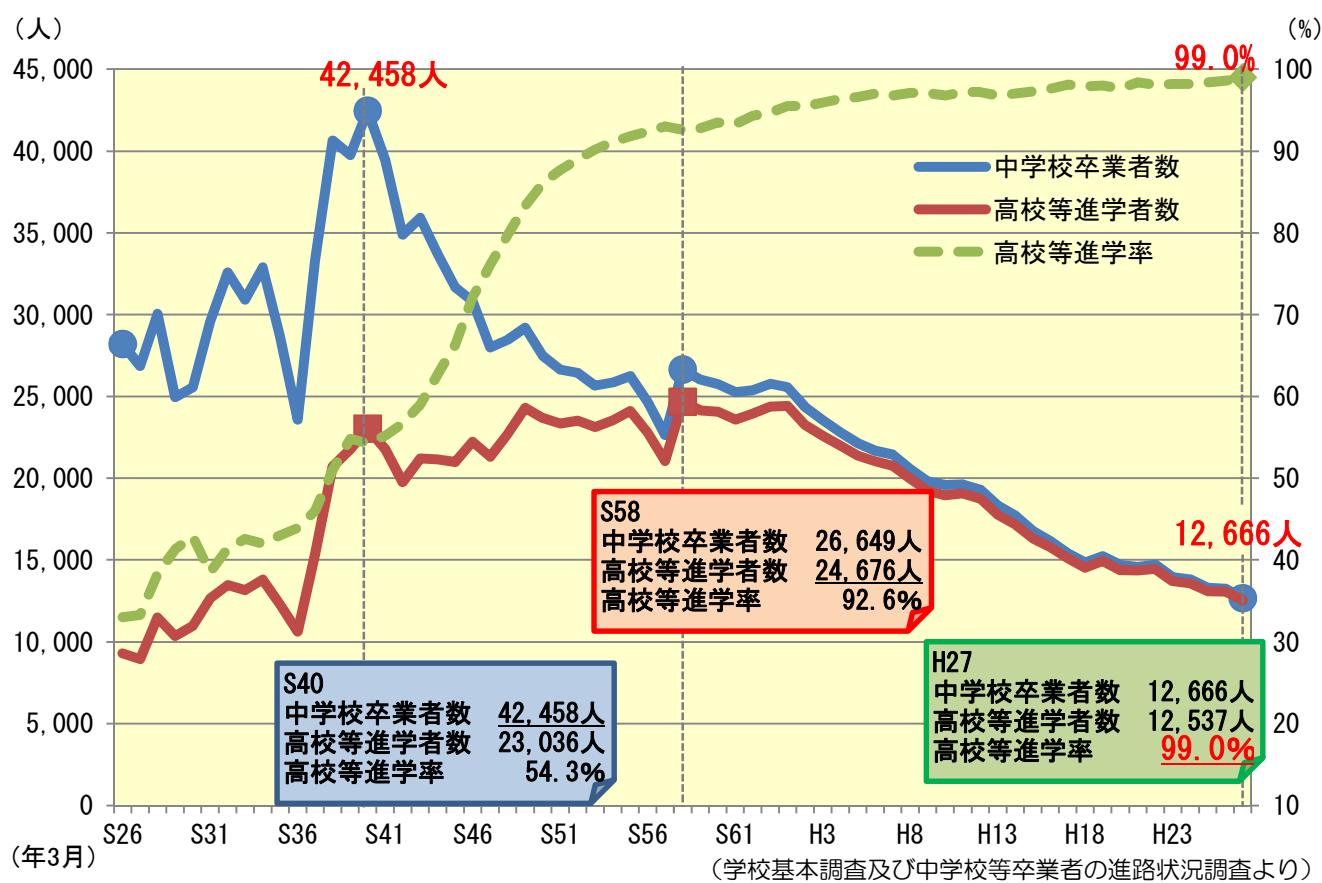
- 県立高等学校教育改革の推進に当たっては、生徒の夢や志の実現に向けた高等学校教育の充実に資するため、生徒や保護者等を対象とした高等学校教育に関する意識調査や関係者への意見照会等を実施するとともに、広く県民の意見を伺いながら、成果や有効性について継続的に検証します。

また、この検証に基づき、必要に応じて基本方針を見直します。

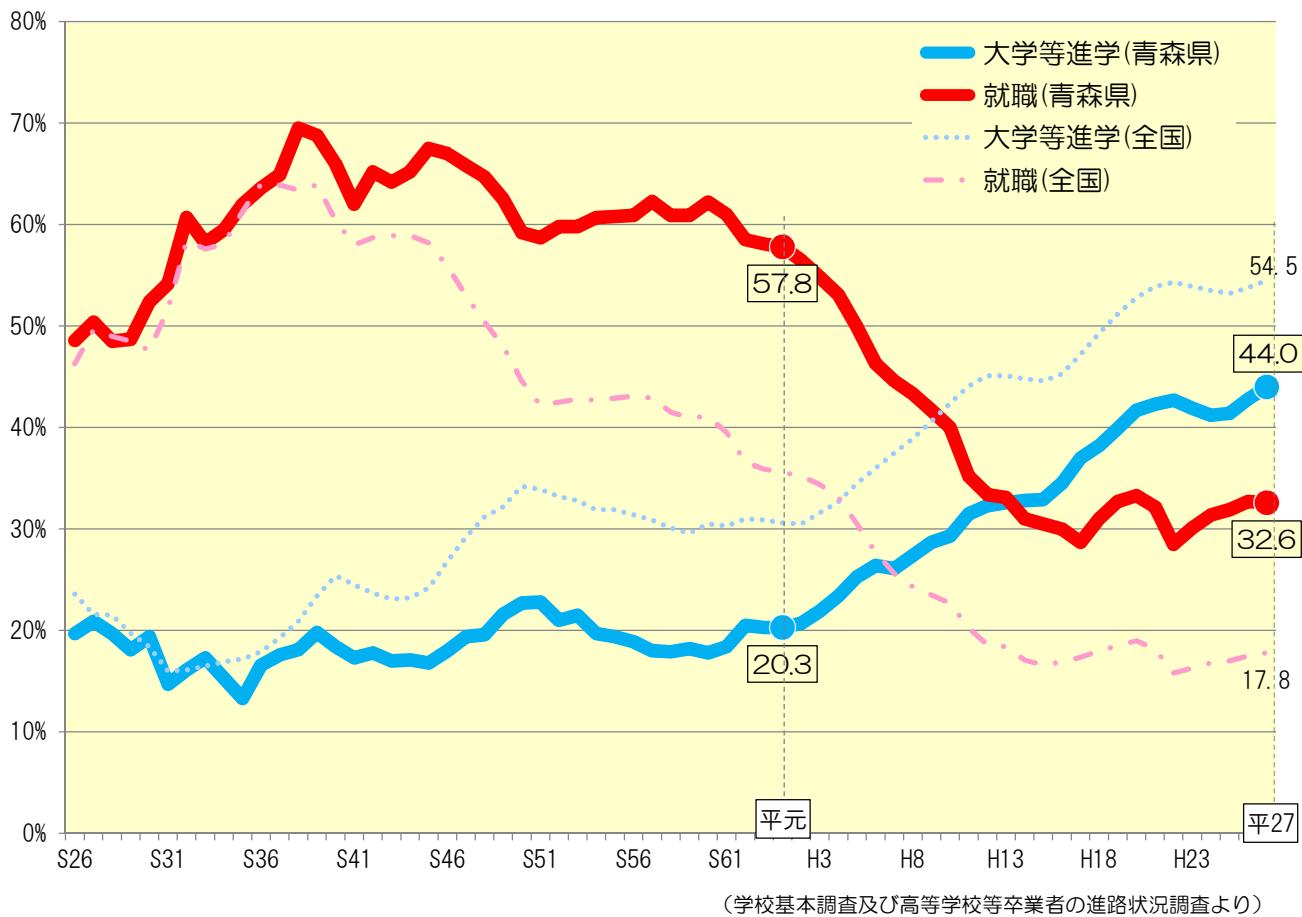
## 附 屬 資 料

資料 1	中学校卒業者数と高等学校等進学率の推移.....	1 7
資料 2	高等学校卒業後の進路状況.....	1 7
資料 3	これまでの高等学校教育改革の取組.....	1 8
資料 4	青森県立高等学校の配置等の状況.....	2 1
資料 5	青森県立高等学校の概要.....	2 3
資料 6	学校規模による入学状況等の違い（全日制普通科等） .....	2 5

資料1 中学校卒業者数と高等学校等進学率の推移



資料2 高等学校卒業後の進路状況



**資料3** これまでの高等学校教育改革の取組

(1) 県立高等学校教育改革実施計画の変遷

**平成9～10年度 青森県高等学校教育改革推進検討会議**

平成11年2月「21世紀を展望した本県高等学校教育の在り方について」  
«多様化への対応、中高一貫教育の導入等 報告»

**第1次実施計画(平成12～16年度)**

**第2次実施計画(平成17～20年度)**

**平成18～19年度 高等学校グランドデザイン会議**

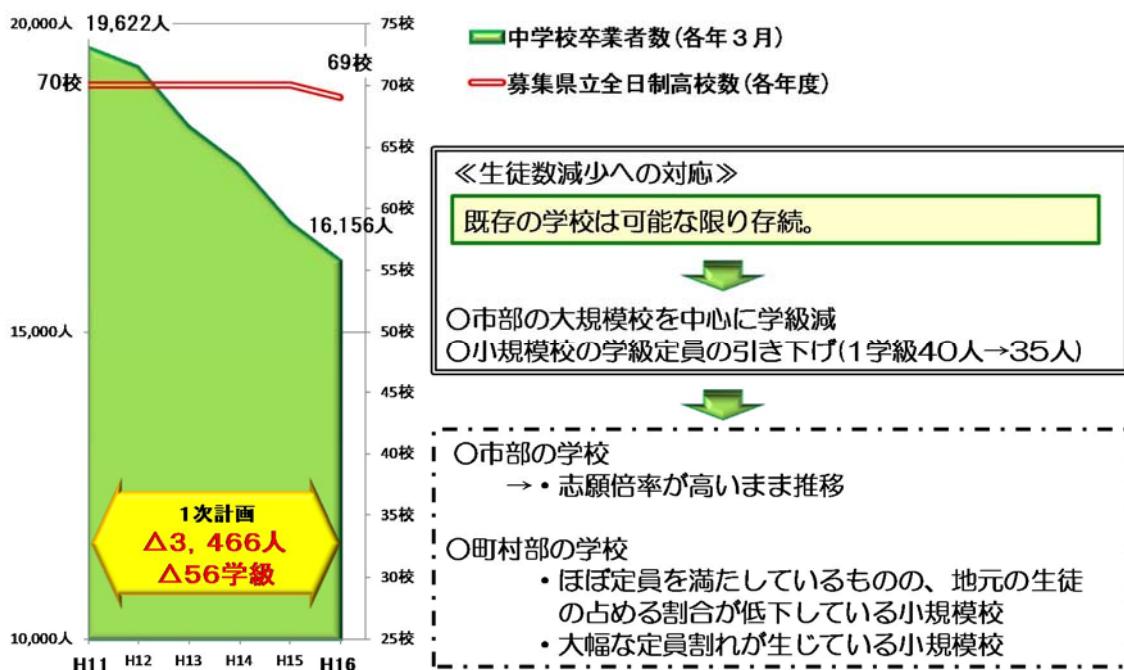
平成19年10月「今後の県立高等学校の在り方について」  
«統合を含めた学校配置の見直しの必要性等 答申»

**第3次実施計画【前期】(平成21～25年度)**

**第3次実施計画【後期】(平成26～29年度)**

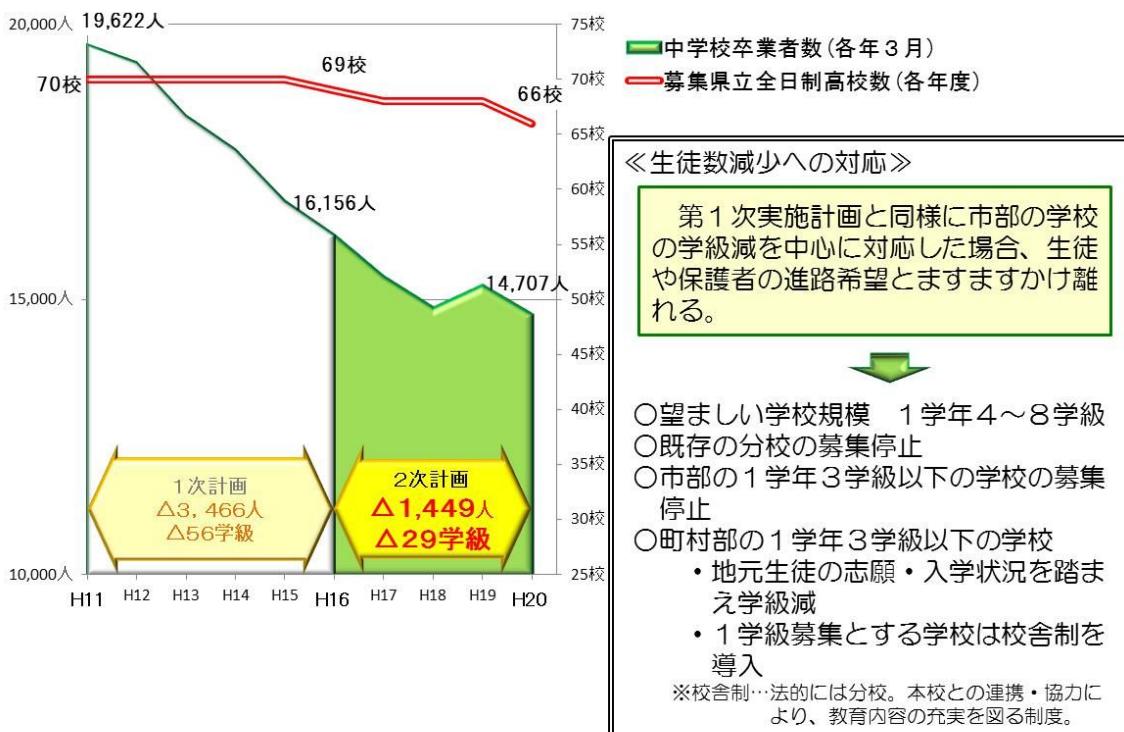
## (2) 中学校卒業者数の減少に対応した適正規模・配置等

### ①第1次実施計画 (H12~H16)



[募集停止：木造高校車力分校]

### ②第2次実施計画 (H17~H20)



[募集停止：野辺地高校横浜分校、木造高校稻垣分校、五所川原高校東校舎]

### ③第3次実施計画【前期】(H21～H25)



#### 《生徒数減少への対応》

- 活力ある教育活動を維持するためには一定規模以上の学校であることが望ましいというこれまでの方向性を踏襲。
- 地域の様々な実情等を考慮した上で、統合を含めた適正な学校規模配置を進める。

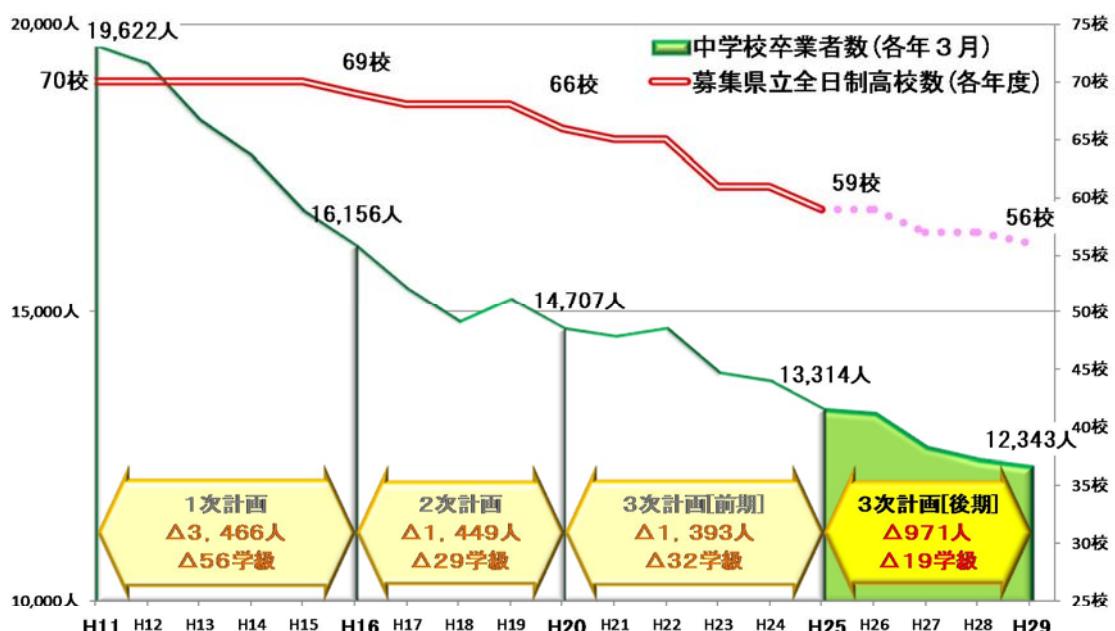
#### ○望ましい学校規模

- 3市の普通高校 1学年6学級以上
- その他の高校 1学年4学級以上

#### ○学校配置の方向性

- 望ましい学校規模になるよう6地区毎に配置
- 校舎制導入校は計画的に募集停止
- 統合は同じ分野の高校を優先

### ④第3次実施計画【後期】(H26～H29)



#### 《生徒数減少への対応》

第3次実施計画【前期】と同様の基本的な考え方に基づき対応

＜後期計画策定にあたっての留意点＞

○これまでの状況や中学校卒業予定者数の推移により望ましい学校規模にならない場合があること

○他の県立高校に通学することが困難な地域があること

○平成30年度以降に生徒数の急激な減少が見込まれること等を考慮し、柔軟な学校配置とする。

(学校基本調査及び  
県教育庁高等学校教育改革推進室推計)

#### 募集停止：

岩木高校、

八戸北高校南郷校舎

#### 募集停止予定：

弘前実業高校藤崎校舎

**資料4 青森県立高等学校の配置等の状況**

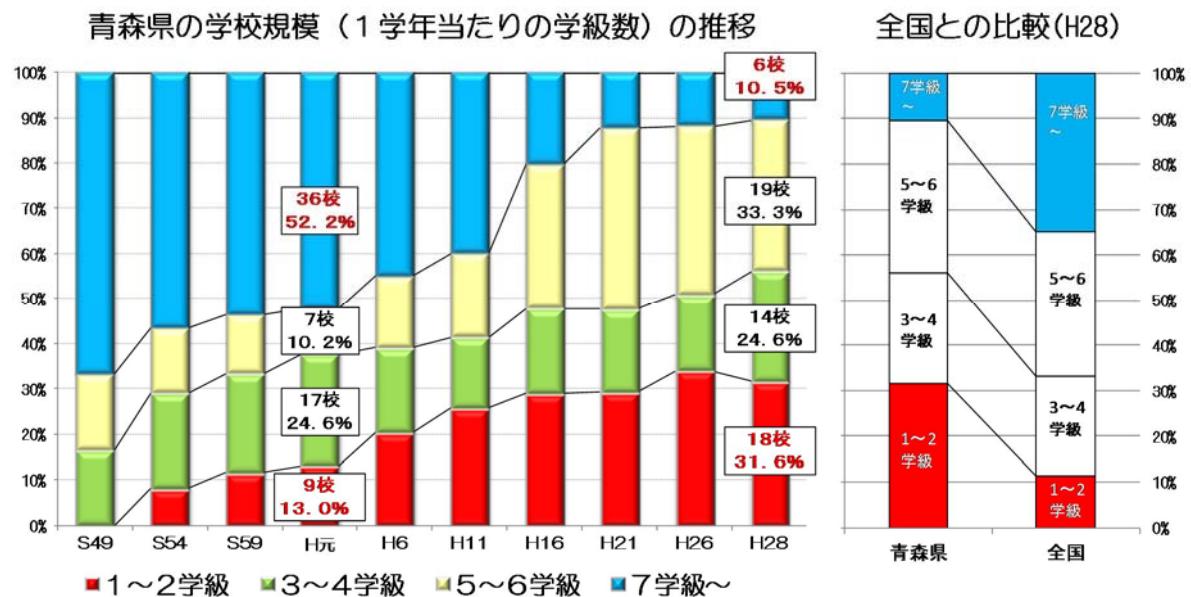
1 平成28年4月1日現在の学校配置



## 2 平成28年度県立全日制高等学校募集学級別一覧

募集学級数	東青	西北	中南	上北	下北	三八	計
7学級	青森 青森東 青森工業		弘前工業 弘前実業			八戸工業	6校
6学級	青森西 青森北 青森南 青森商業		弘前 弘前中央 弘前南	三本木 三沢		八戸 八戸東 八戸北	12校
5学級	青森中央	五所川原		三本木農業 十和田工業	田名部 大湊	八戸西	7校
4学級		木造 五所川原農林 五所川原工業	黒石 柏木農業 黒石商業	七戸 百石 三沢商業	むつ工業	八戸水産 八戸商業	12校
3学級				野辺地		名久井農業	2校
2学級	浪岡	鰺ヶ沢 板柳 金木 鶴田		十和田西 六戸 六ヶ所	大間	五戸 三戸	11校
1学級	青東平内 青北今別	木造深浦 中里	弘実藤崎		大湊川内	田子	7校
学校数	11校	10校	9校	11校	5校	11校	57校
学級数	54学級	27学級	45学級	43学級	17学級	46学級	232学級

## 3 学校規模の推移



(県教育庁高等学校教育改革推進室調べ)

## 資料5 青森県立高等学校の概要

### 【課程の種類】

全日制の課程	通常の課程
定時制の課程	夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
通信制の課程	通信による教育を行う課程

(学校教育法第4条)

### 【学年制と単位制】

学 年 制	学年ごとに教育課程の修了の認定を受けて学習していく制度
単 位 制	学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる制度

### 【県立高等学校の設置状況（平成28年度）】

課程・学科等			東青	西北	中南	上北	下北	三八
全日制	普通科等	普通科	青森 青森西 青森東・平内 青森北 青森北・今別 青森南 浪岡	五所川原 金木 鰺ヶ沢 板柳 鶴田 中里	弘前 弘前中央 岩木 黒石	三本木 十和田西 三沢 野辺地 六戸 百石 六ヶ所	田名部 大湊・川内 大間	八戸 八戸東 八戸北・南郷 八戸西 三戸 五戸 田子
		理数科		五所川原				
		英語科				三沢	田名部	
		外国語科	青森南					
		スポーツ科学科	青森北		弘前実業			八戸西
		表現科						八戸東
	職業教育を中心とする専門学科	農業科		五所川原農林	柏木農業 弘前実業 弘実・藤崎	三本木農業		名久井農業
		工業科	青森工業	五所川原工業	弘前工業	十和田工業	むつ工業	八戸工業
		水産科(専攻科)						八戸水産
		商業科	青森商業		弘前実業 黒石商業	十和田西 三沢商業		八戸商業
		家庭科			弘前実業	百石		
	単位制	看護科(専攻科)			黒石			
		普通科	青森東		弘前南			八戸北
	定時制	総合学科	青森中央	木造 木造・深浦		七戸	大湊	
		普通科						八戸中央
通信制	単位制	総合学科			尾上総合			
		普通科		五所川原		三沢	田名部	
	単位制	工業科	青森工業		弘前工業			八戸工業
		普通科	北斗		尾上総合			八戸中央

## 【多様な教育制度の導入校（一部再掲を含む。）】

### ①全日制普通科単位制

青森東高等学校

弘前南高等学校

八戸北高等学校

### ②中高一貫教育校

#### ア 連携型中高一貫教育校

田子高等学校（田子町立田子中学校）

#### イ 併設型中高一貫教育校

三本木高等学校（附属中学校）

### ③総合選択制

弘前実業高等学校

---

※1 専攻科 … 高等学校を卒業した者が、より専門性の高い知識や高度な技術を身に付けることを目的として、本県では看護科と水産科に設置。

※2 3部制の定時制の課程 … 午前、午後、夜間等の時間帯で授業を行い、仕事の時間や学習スタイルに合わせて、他の部の授業を受けることなどにより3年での卒業も可能。

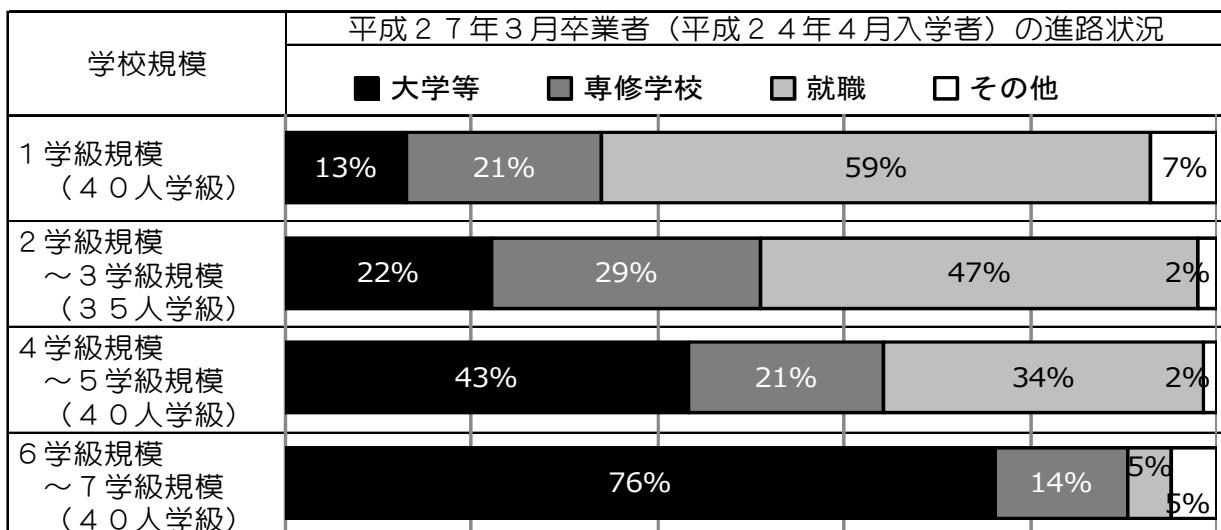
**資料6 学校規模による入学状況等の違い（全日制普通科等）**

**1 入学状況（充足率）**

学校規模	全校生徒数 (募集定員)	入学状況（充足率）						
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1学級規模 (40人学級)	120人	92.5%	81.3%	76.5%	86.5%	81.3%	63.0%	53.5%
2学級規模 ～3学級規模 (35人学級)	210人 ～315人	96.0%	93.2%	91.7%	90.8%	89.7%	89.7%	90.8%
4学級規模 ～5学級規模 (40人学級)	480人 ～600人	99.3%	97.7%	96.4%	97.1%	96.8%	96.0%	95.0%
6学級規模 ～7学級規模 (40人学級)	720人 ～840人	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(平成27年度学校基本調査を基に県教育庁高等学校教育改革推進室において作成)

**2 卒業者の進路状況**



(高等学校等卒業者の進路状況(平成27年5月1日現在)を基に県教育庁高等学校教育改革推進室において作成)

**3 科目開設等の状況**

学校規模	地理歴史、公民 の開設科目数	理科の 開設科目数	運動部活動数	文化部活動数
1学級規模 (40人学級)	4.0科目	3.7科目	3.0部	4.0部
2学級規模 ～3学級規模 (35人学級)	5.5科目	6.0科目	7.3部	4.4部
4学級規模 ～5学級規模 (40人学級)	8.3科目	7.3科目	13.0部	10.0部
6学級規模 ～7学級規模 (40人学級)	8.6科目	8.8科目	16.0部	12.0部

(平成27年度学校要覧を基に県教育庁高等学校教育改革推進室において作成)



青森県教育委員会では、広く県民の皆様から「青森県立高等学校教育改革推進計画 基本方針（案）」に対するご意見・ご感想をいただき、検討を重ねた上で計画を策定したいと考えております。

つきましては、下記の宛先まで、ご意見・ご感想をお寄せ下さるようお願いいいたします。

**◇ご意見・ご感想の宛先**

〒030-8540 青森市新町2-3-1

青森県教育庁高等学校教育改革推進室

電話 017-734-9866

ファックス 017-734-8003

ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenritukoutougakkoukyouikukaikaku.html>

メールアドレス E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp

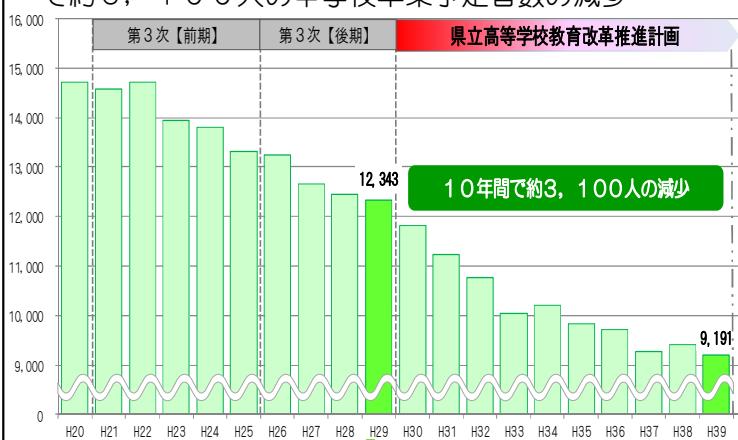
# 青森県立高等学校教育改革推進計画 基本方針(案)の概要

将来、高校教育を受ける子どもたちの教育環境を整備するため、青森県立高等学校教育改革推進計画を策定します。

## 第1 計画策定の趣旨

### 背景(P1)

- ① 社会の急速な変化（グローバル化・情報通信技術の進展、少子高齢化の進行等）
- ② 高大接続改革等高校教育を巡る環境の変化
- ③ 生徒の進路志望等の多様化（高校等進学率99%）
- ④ 平成29年3月から平成39年3月までの10年間で約3,100人の中学校卒業予定者数の減少



### 本県の未来を担う人財の育成(P2)

- ① 生徒一人一人にこれから時代に求められる力を育みます。

#### 生きる力

- ・確かな学力
- ・豊かな心
- ・健やかな体



#### 本県が特に重視する力

- ・逞しい心
- ・学校から社会への円滑な移行に必要な力
- ・本県の未来を力強く支えようとする心

- ② 全ての高校において本県の未来を担う人財を育成します。

- ・地域を支える人財
- ・社会を牽引する人財
- ・産業の発展に貢献する人財

### 計画策定の考え方 (P3)

① 充実した **教育環境の整備** と、各 **地域の実情への配慮** の二つの点に留意しながら、県全体の高校教育の充実に取り組みます。

② 一つの学校、一つの地域という視点だけではなく、学校と学校、学校と産業界、家庭、地域等が連携し、県全体が一丸となって **高校教育を推進する オール青森の視点**により取り組みます。

③ 市町村等と緊密な連携を図るとともに、県立高校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、**県民の理解と協力**の下、計画を策定します。

### 計画策定の視点 (P3)

- ① 各高校が特色を生かした人財育成に取り組むことができるよう、**学校・学科の充実**を図ります。➡ [第2]
- ② これから時代に求められる力を身に付けることのできる**学校規模**となるよう、**計画的な学校配置**に取り組みます。➡ [第3]
- ③ 高校間の連携等、**魅力ある高校づくり**に取り組みます。➡ [第4]

- ④ 県立高校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、**県民の理解と協力**の下、計画を策定します。➡ [第5]

### 計画の構成 (P4)

#### 【青森県立高等学校教育改革推進計画】

**基本方針**(平成30年度からおおむね10年間)：学校・学科の在り方や学校規模・配置等、県立高校教育改革に関する基本的な考え方

**第1期実施計画**(平成30年度から5年間)  
：学科改編や地区ごとの具体的な学校規模・配置等

**第2期実施計画**(平成35年度から5年間)

## 第2 学校・学科の充実

全日制課程の方向性 (P5~P8)

教育環境の整備

オール青森

共通

教育環境・各学科の充実

普通科等<sup>※1</sup>

職業教育を主とする専門学科<sup>※2</sup>

次のような教育活動に向け教育環境を整備します。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。
- ② 課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを実践します。
- ③ 社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を養います。
- ④ 各高校が連携しながら特色ある教育活動を行い、本県高校教育全体の質の確保・向上を図ります。

### (普通科等の重点校)

- ① 今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動<sup>※3</sup>の中核的な役割を担う高校を重点校とします。
- ② 重点校と各高校が連携し、県全体の普通科等の質の確保・向上を図ります。
- ③ 単位制や併設型中高一貫教育の拡充について検討します。

### (普通科等の充実)

- ① 各高校において特色ある教育活動に取り組むとともに、キャリア教育の充実を図ります。
- ② 各高校が連携しながら、生徒の幅広い進路志望に対応します。
- ③ 普通科系の専門学科については、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を検証し、設置意義を見直します。

### (職業教育を主とする専門学科の拠点校)

- ① 農業科・工業科・商業科において、各学科の専門科目を幅広く学ぶとともに、専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高校を拠点校とします。
- ② 拠点校と各高校が連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科の質の確保・向上を図ります。

### (職業教育を主とする専門学科の充実)

- ① 職業の多様化に対応できる資質・能力、高校卒業後も学び続ける態度を育みます。
- ② 大学との接続を視野に入れた取組や、地域、企業等との連携を推進します。
- ③ 専門化・細分化してきた学科については、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直しを検討します。

※1 普通科及び普通科系の専門学科（理数、英語、外国語、スポーツ科学、表現の各学科）

※2 農業、工業、商業、水産、家庭、看護等の各学科

※3 選抜性の高い大学への進学に対応した取組、グローバル教育や理数教育等の特定分野の学習における先進的な取組等

## 第3 学校規模・配置の方向性

全日制課程の方向性 (P9~P12)

教育環境の整備

地域の実情への配慮

オール青森

県民の理解と協力

高校教育を受ける機会の確保 (P9)

◆ 中学生の進路志望に応じた高校の選択肢を確保します。

幅広い進路選択  
に対応する高校

選抜性の高い大学への  
進学に対応する高校

実践的な職業教育  
に対応する高校

充実した教育環境の整備 (P9~P10)

◆ 一定の学校規模を維持することにより、本県高校教育全体の質の確保・向上を図ります。

### 《学校規模の標準》

基本となる学校

1学年当たり4学級以上

普通科等の重点校

1学年当たり6学級以上

職業教育を主とする専門学科の拠点校

一つの専門学科で

1学年当たり4学級以上

学校配置の方向性 (P11~P12)

### (学校配置の考え方)

- ① 学校規模の標準を踏まえ、6地区ごとに中学校卒業予定者数の推移、中学生のニーズ等に対応しながら計画的な学校配置を進めます。
- ② 生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するため、異なる学科の高校の統合により、複数の学科を有する高校の設置について検討します。
- ③ 公共交通機関の利便性等を考慮します。
- ④ 重点校を各地区に配置し、農業科・工業科・商業科の拠点校を全県的なバランスを考慮して配置します。
- ⑤ 地域校については、地域における通学状況を考慮した上で、配置します。

### (計画的な学校配置 に向けた取組)

- ① 地区意見交換会(仮称)を開催し、あらかじめ意見を伺いながら具体的な実施計画を策定します。
- ② 計画的な統合を行う場合には、開設準備委員会(仮称)を設置し、統合校の新たな名称等について検討します。

## 定時制・通信制課程の方向性(P8)

### 総合学科

#### (総合学科の充実)

- ① 課題解決型学習による**主体的な学習**の充実を図ります。
- ② **系列**については、生徒のニーズ等を踏まえ見直します。
- ③ 社会人や地域の有識者を講師として活用します。
- ④ 学科改編については、生徒のニーズ等を踏まえ検討します。

### 多様な教育制度

#### (中高一貫教育)

①**連携型**…生徒数が減少し、連携が難しくなっていることを踏まえ、今後の在り方を検討します。

②**併設型**…新たな設置については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数等を考慮しながら検討します。

#### (全日制普通科単位制 ・総合選択制)

○ 進路志望等の達成に資することができる場合には新たな導入について検討します。

#### (定時制・通信制共通)

様々な事情を抱える生徒に広く高校教育を提供する役割を果たしていくため、教育環境の充実を図ります。

#### (定時制)

① **特別支援学校等との連携**、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるよりきめ細かな**支援体制の整備**等、教育環境の充実を図ります。

② **工業科**については、生徒のニーズ等を踏まえ、今後の在り方について検討します。

#### (通信制)

○ **後期入学制度**や**ICT**を活用した教育方法の導入等について検討し、教育環境の充実を図ります。

- ◆ 地理的な要因から高校への通学が困難な地域が新たに生じないよう配慮します。

#### (地域校)

- ① 学校規模の標準を満たさない高校であっても、募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生じる場合は、**地域校**として配置します。
- ② 高校への通学が困難な地域については、**公共交通機関の状況**を考慮し、総合的に判断します。

#### 《公共交通機関の状況》

- ・**路線の整備状況**（通学可能な公共交通機関が存在するか。）
- ・**利用時間帯**（早朝(おおむね午前6時以前)に乗車しなければならないか。）
- ・**利用時間**（片道の乗車時間がおおむね1時間を超えるか。）

#### (2学級規模の地域校)

- 入学者数が40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級募集とします。

#### (1学級規模の地域校)

- ① 校舎制導入校※4を地域校とする場合は、引き続き、**校舎制導入校**とします。
- ② 第3次実施計画【後期】により1学級規模とした高校を地域校とする場合は、引き続き、**本校**とします。
- ③ 本計画において1学級規模となる地域校は、引き続き、**本校**とします。
- ④ 入学者数が極めて少ない状況となった場合等には高校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次のとおり対応します。

募集人員に対する入学者数の割合が**2年間継続して2分の1未満**となった場合、募集停止等に向け、当該高校の所在する市町村等と協議します。

なお、協議を経て募集停止等となった場合には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。

※4 法的には分校。全学年が1学級規模となった段階で校舎制に移行し、本校と連携した取組により教育活動の充実を図ってきた。

## 定時制・通信制課程の方向性 (P12)

**定時制**: 6地区ごとに配置することを基本とします。 **通信制**: 東青・中南・三八地区に配置することを基本とします。

## 第4 魅力ある高等学校づくり

### 学校・家庭・地域等との連携の推進 (P13)

教育環境の整備

地域の実情への配慮

オール青森

① 生徒数が減少する中で進路志望等の多様化に対応するため、各高校間の連携を推進します。

- ・生徒による合同研究や教員研修等の連携
- ・小規模校の生徒が様々な個性に触れることのできる教育活動のための連携
- ・生徒や教員が移動する際の交通手段や安全性の確保

② 小・中学校、特別支援学校等との連携を推進します。

- ・キャリア教育、英語教育等の推進のための小・中学校との連携
- ・特別な支援を必要とする生徒に対応するための教員研修等による特別支援学校との連携
- ・生徒の能力を伸長させるための大学等との連携
- ・自ら地域の課題を発見し、解決に取り組む教育実践のための地域等との連携

### 教育活動の充実に向けた取組 (P14)

教育環境の整備

① 中学生の進路選択に資することができるよう、各高校における充実した情報発信を支援します。

② 教員の資質向上のための研修の充実を図ります。

③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置の充実を図ります。これらの専門スタッフの配置や教職員配置の充実等について、国に働きかけていきます。

④ ICTの活用による教育活動の充実を図るとともに、施設・設備の整備を進めます。

## 第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進

### 県民の理解と協力を得る取組 (P15)

オール青森

県民の理解と協力

① 実施計画の策定に当たっては、幅広く情報提供するとともに意見を伺いながら、多くの県民の理解が得られるよう取り組みます。

- ・あらかじめ地区意見交換会（仮称）を開催し、地域の意見を聴取
- ・計画案公表後、パブリック・コメント、地区懇談会、市町村等への意見照会等を実施

② 県立高校教育改革の推進に当たっては、成果や有効性について継続的に検証します。

- ・生徒や保護者等を対象とした高校教育に関する意識調査等により検証
- ・必要に応じて基本方針を見直し

### 県民の皆様のご意見等を募集しています

青森県教育委員会では、広く県民の皆様から「青森県立高等学校教育改革推進計画 基本方針（案）」に対するご意見・ご感想をいただき、検討を重ねた上で、計画を策定したいと考えています。

多くの皆様のご意見・ご感想をお待ちしています。

#### ◇ご意見・ご感想の宛先

〒030-8540 青森市新町2-3-1 青森県教育庁高等学校教育改革推進室  
電話 017-734-9866 ファックス 017-734-8003

詳しくは、[青森県立高等学校教育改革](#) 検索  
ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenritukoutougakkouyoukukaikaku.html>  
メールアドレス E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp



**青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）に  
関するパブリック・コメント等について**

**1 今後のスケジュールについて**

- ・基本方針（案）公表 5月11日（水）
- ・パブリック・コメント実施 5月12日（木）～6月10日（金）  
(30日間)
- ・地区懇談会開催 5月23日（月）～6月3日（金）
- ・基本方針決定 8月頃
- ・第1期実施計画に向けた  
地区意見交換会開催 9月～1月頃
- ・第1期実施計画策定 平成29年度中

**2 パブリック・コメントについて**

**(1) 意見募集期間**

平成28年5月12日（木）～6月10日（金）

**(2) 意見提出方法**

- ア 提出にあたって使用する言語は、日本語とする。
- イ 提出方法は、郵便、ファックスまたは電子メールとする。  
なお、郵送については、平成28年6月10日（金）消印有効とする。
- ウ 提出にあたって様式は特にないが、提出者の住所・氏名が記載されていない場合は、意見として取り扱わない場合がある。

**(3) 意見提出先（青森県教育庁高等学校教育改革推進室）**

- 住 所 〒030-8540 青森市新町二丁目3-1
- 電 話 017-734-9866
- ファックス 017-734-8003
- メールアドレス E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp
- ホームページ [http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/  
kihonhousin-an.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kihonhousin-an.html)

**3 地区懇談会について**

地 区	月 日	時 間	会 場
西 北	5月23日(月)	いざれも 18:30～20:00	五所川原市中央公民館 大ホール
中 南	5月24日(火)		青森県武道館 会議室
下 北	5月26日(木)		むつ来さまい館 イベントホールB
上 北	5月27日(金)		三沢市国際交流教育センター ホール
東 青	6月1日(水)		青森県総合社会教育センター 第1研修室
三 八	6月3日(金)		八戸市総合福祉社会館 多目的ホール

※その他、市町村等の要請に応じて説明会を開催。